# ユニット型特別養護老人ホーム 豊寿園 (令和6年10月1日~)

入 所(ユニット型介護福祉施設サービス費 I)(ユニット型個室)

人 所(ユニット型介護福祉施設サービス賞 1)(ユニット型個室) 利用料金(1割負担)						
要介護度	<b>要</b> 介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	]
基本サービス費	670 円	740 円	815 円	886 円	955 円	
個別機能訓練加算	12 円	12 円	12 円	12 円	12 円	
夜勤職員配置加算Ⅱ口	18 円	18 円	18 円	18 円	18 円	
看護体制加算I口	4 円	4円	4 円	4 円	4 円	
看護体制加算Ⅱ口	8円	8円	8円	8円	8円	
日常生活継続支援加算Ⅱ	46 円	46 円	46 円	46 円	46円	
合 計	758 円	828 円	903 円	974 円	1,043 円	
介護職員処遇改善加算I	-	1月のサービス	ス費、加算の		)	
月額合計(31日)	26,788 円	29,262 円	31,912 円	34,421 円	36,860 円	
(居住費)1段階	880 円	880 円	880 円	880 円	880 円	
(居住費)2段階	880 円	880 円	880 円	880 円	880 円	
(居住費)3段階	1,370 円	1,370 円	1,370 円	1,370 円	1,370 円	
(居住費)4段階	2,066 円	2,066 円	2,066 円	2,066 円	2,066 円	
(食費) 1段階	300 円	300 円	300 円	300 円	300 円	
(食費) 2段階	390 円	390 円	390 円	390 円	390 円	
(食費) 3段階①	650 円	650 円	650 円	650 円	650 円	
(食費) 3段階②	1,360 円	1,360 円	1,360 円	1,360 円	1,360 円	
(食費) 4段階	1,445 円	1,445 円	1,445 円	1,445 円	1,445 円	
おやつ代	100 円	100 円	100 円	100 円	100 円	
ーヶ月あたり利用料金 1段階 (31日)	66,468 円	68,942 円	71,592 円	74,101 円	76,540 円	
高額サービス適用後	54,680 円	54,680 円	54,680 円	54,680 円	54,680 円	
ーヶ月あたり利用料金 2段階 (31日)	69,258 円	71,732 円	74,382 円	76,891 円	79,330 円	
高額サービス適用後 一ヶ月あたり利用料金	57,470 円	57,470 円	57,470 円	57,470 円	57,470 円	
3段階① (31日)	92,508 円	94,982 円	97,632 円	100,141 円	102,580 円	
高額サービス適用後 ーヶ月あたり利用料金	90,320 円	90,320 円	90,320 円	90,320 円	90,320 円	
3段階② (31日)	114,518 円	116,992 円	119,642 円	122,151 円	124,590 円	
高額サービス適用後 一ヶ月あたり利用料金	112,330 円	112,330 円	112,330 円	112,330 円	112,330 円	
4段階 (31日)	138,729 円	141,203 円	143,853 円		148,801 円	
その他の加算	拉韦库泰继		<b>算条</b> 理定歴等の		こ合詳を中	負担額
協力医療機関連携加算		関と入居者の することで加算		育報共有を行	つ芸識を足	月100円
科学的介護推進体制加算Ⅱ	入居者の心身の状況等に係る基本的な情報に加えて、入居者ごとの疾病状況等の情報を、LIFEを用いて厚生労働省に提出し、必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供にあたり上記の情報その他サービスを適切且つ有効に提供するために必要な情報を活用することで加算。				月50円	
自立支援促進加算	医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも3月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加し、医学的評価の結果、特に自立支援のために対応が必要であるとされた者毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施することで加算。				月280円	
初期加算	新規入所及び1ヶ月以上入院後再び入所した場合、30日加算。					1日30円
入院·外泊時加算	入院及び外泊の場合6日を限度として加算。(ただし初日、末日は除く)				1日246円	
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合。				1食6円 早朝·夜間·深夜除く	
配置医師緊急時対  応加算		置医師と連携した協				早朝·夜間·深夜际< 1回325円 早朝·夜間
	夜に施設を訪問し診療を行った場合。 (早朝6:00~8:00 夜間18:00~22:00 深夜22:00~6:00)					1回650円 深夜 1回1,300円
看取り介護加算 I	医師が終末期にあると判断した入居者に本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合に、死亡日前45日を上限として、死亡月に加算する。退所日の翌日から死亡日までの間は算定しない。				死亡日以前 45日~31日 72円 死亡日以前 30日~4日 144円 死亡日の前々日・ 前日 680円	
看取り介護加算Ⅱ	得ながら看取 5日を限度とし	川にあると判断 り介護を行い、 して死亡月に加 合は算定しない	施設内で死て 算する。ただし	こした場合に限	り、死亡前4	死亡日 1,280円 死亡日以前 45日~31日 72円 死亡日以前 30日~4日 144円 死亡日の前々日・前日 780円 死亡日 1,580円

## ユニット型特別養護老人ホーム 豊寿園 (令和6年10月1日~)

# 入 所(ユニット型介護福祉施設サービス費 I)(ユニット型個室)

## 利用料金(2割負担)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス費	670 円	740 円	815 円	886 円	955 円
個別機能訓練加算	12 円	12 円	12 円	12 円	12 円
夜勤職員配置加算Ⅱ口	18 円	18 円	18 円	18 円	18 円
看護体制加算Iロ	4 円	4 円	4 円	4 円	4 円
看護体制加算Ⅱ口	8 円	8 円	8 円	8 円	8 円
日常生活継続支援加算Ⅱ	46 円	46 円	46 円	46 円	46 円
合 計	758 円	828 円	903 円	974 円	1,043 円
介護職員処遇改善加算I	1月のサービス費、加算の合計の14.0%				
月額合計(31日)×2	53,576 円	58,524 円	63,824 円	68,842 円	73,720 円
(居住費)4段階	2,066 円	2,066 円	2,066 円	2,066 円	2,066 円
(食費) 4段階	1,445 円	1,445 円	1,445 円	1,445 円	1,445 円
おやつ代	100 円	100 円	100 円	100 円	100 円
ーヶ月あたり利用料金 4 <b>段階 (31日)</b>	165,517 円	170,465 円	175,765 円	180,783 円	185,661 円
高額サービス適用後	156,341 円	156,341 円	156,341 円	156,341 円	156,341 円

その他の加算	加算条件	負担額
協力医療機関連携加算	協力医療機関と入居者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催することで加算。	月200円
科学的介護推進体制加算Ⅱ	入居者の心身の状況等に係る基本的な情報に加えて、入居者ごとの疾病状況等の情報を、LIFEを用いて厚生労働省に提出し、必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供にあたり上記の情報その他サービスを適切且つ有効に提供するために必要な情報を活用することで加算。	月100円
自立支援促進加算	医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも3月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加し、医学的評価の結果、特に自立支援のために対応が必要であるとされた者毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施することで加算。	月560円
初期加算	新規入所及び1ヶ月以上入院後再び入所した場合、30日加算。	1日60円
入院·外泊時加算	入院及び外泊の場合6日を限度として加算。(ただし初日、末日は除く)	1日492円
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合。	1食12円
配置医師緊急時対 応加算	配置医師又は配置医師と連携した協力病院の医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し診療を行った場合。 (早朝6:00~8:00 夜間18:00~22:00 深夜22:00~6:00)	早朝·夜間·深夜除〈 1回650円 早朝·夜間 1回1,300円 深夜 1回2,600円
看取り介護加算 I	医師が終末期にあると判断した入居者に本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合に、死亡日前45日を上限として、死亡月に加算する。退所日の翌日から死亡日までの間は算定しない。	死亡日以前 45日~31日144円 死亡日以前 30日~4日 288円 死亡日の前々日・ 前日 1,360円
看取り介護加算Ⅱ	医師が終末期にあると判断した入居者に、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行い、施設内で死亡した場合に限り、死亡前45日を限度として死亡月に加算する。ただし、看取り介護加算(I)を算定している場合は算定しない。	<ul> <li>死亡日 2,560円</li> <li>死亡日以前</li> <li>45日~31日14円</li> <li>死亡日以前</li> <li>30日~4日 288円</li> <li>死亡日の前々日・前日 1,560円</li> <li>死亡日 3,160円</li> </ul>

#### ユニット型特別養護老人ホーム 豊寿園 (令和6年10月1日~)

入 所(ユニット型介護福祉施設サービス費 I)(ユニット型個室)

## 利用料金(3割負担)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
基本サービス費	670 円	740 円	815 円	886 円	955 円	
個別機能訓練加算	12 円	12 円	12 円	12 円	12 円	
夜勤職員配置加算Ⅱ口	18 円	18 円	18 円	18 円	18 円	
看護体制加算Iロ	4 円	4 円	4 円	4 円	4 円	
看護体制加算Ⅱ口	8 円	8 円	8 円	8 円	8 円	
日常生活継続支援加算Ⅱ	46 円	46 円	46 円	46 円	46 円	
合 計	758 円	828 円	903 円	974 円	1,043 円	
介護職員処遇改善加算I		1月のサービス費、加算の合計の14.0%				
月額合計(31日)×3	80,364 円	87,786 円	95,736 円	103,263 円	110,580 円	
(居住費)4段階	2,066 円	2,066 円	2,066 円	2,066 円	2,066 円	
(食費) 4段階	1,445 円	1,445 円	1,445 円	1,445 円	1,445 円	
おやつ代	100 円	100 円	100 円	100 円	100 円	
ーヶ月あたり利用料金 4 <b>段階 (31日)</b>	192,305 円	199,727 円	207,677 円	215,204 円	222,521 円	
高額サービス適用後①	156,341 円	156,341 円	156,341 円	156,341 円	156,341 円	
	*		J	,		

#### ※高額サービスは適用しない場合もあります。

次高級ケーに人は適用しない場合ものツます。						
その他の加算	加算条件	負担額				
協力医療機関連携加算	協力医療機関と入居者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催することで加算。	月300円				
科学的介護推進体制加算Ⅱ	入居者の心身の状況等に係る基本的な情報に加えて、入居者ごとの疾病状況等の情報を、LIFEを用いて厚生労働省に提出し、必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供にあたり上記の情報その他サービスを適切且つ有効に提供するために必要な情報を活用することで加算。	月150円				
自立支援促進加算	医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも3月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加し、医学的評価の結果、特に自立支援のために対応が必要であるとされた者毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施することで加算。	月840円				
初期加算	新規入所及び1ヶ月以上入院後再び入所した場合、30日加算。	1日90円				
入院·外泊時加算	入院及び外泊の場合6日を限度として加算。(ただし初日、末日は除く)	1日738円				
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合。	1食18円				
配置医師緊急時対 応加算	配置医師又は配置医師と連携した協力病院の医師が施設の求めに応じ、早朝·夜間又は深夜に施設を訪問し診療を行った場合。 (早朝6:00~8:00 夜間18:00~22:00 深夜22:00~6:00)	早朝·夜間·深夜除〈 1回975円 早朝·夜間 1回1,950円 深夜 1回3,900円				
看取り介護加算I	医師が終末期にあると判断した入居者に本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合に、死亡日前45日を上限として、死亡月に加算する。退所日の翌日から死亡日までの間は算定しない。	死亡日以前 45日~31日216円 死亡日以前 30日~4日 432円 死亡日の前々日・ 前日 2.040円				
看取り介護加算Ⅱ	医師が終末期にあると判断した入居者に、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行い、施設内で死亡した場合に限り、死亡前45日を限度として死亡月に加算する。ただし、看取り介護加算(I)を算定している場合は算定しない。	<ul><li>死亡日 3,840円</li><li>死亡日以前</li><li>45日~31日216円</li><li>死亡日以前</li><li>30日~4日 432円</li><li>死亡日の前々日・前日 2,340円</li><li>死亡日 4,740円</li></ul>				